

平成31年第1回七戸町議会定例会
会議録（第3号）

平成31年3月8日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分事項の報告について
(公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分事項の報告について
(工事請負変更契約の締結について(七戸庁舎耐震改修工事))
- 日程第 3 議案第18号 七戸町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 七戸町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 七戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第21号 七戸町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第22号 七戸町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第23号 七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第24号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第26号 七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 七戸町出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 七戸町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第29号 七戸町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 七戸町研修施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第31号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第32号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

- 日程第19 議案第 1号 平成30年度七戸町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第20 議案第 2号 平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第 3号 平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第 4号 平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第 5号 平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第 6号 平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第 7号 平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第 8号 平成30年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第27 予算審査特別委員会報告
- | | |
|--------|-------------------------|
| 議案第 9号 | 平成31年度七戸町一般会計予算 |
| 議案第10号 | 平成31年度七戸町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第11号 | 平成31年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第12号 | 平成31年度七戸町介護保険特別会計予算 |
| 議案第13号 | 平成31年度七戸町介護サービス事業特別会計予算 |
| 議案第14号 | 平成31年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算 |
| 議案第15号 | 平成31年度七戸町公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第16号 | 平成31年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第17号 | 平成31年度七戸町水道事業会計予算 |
- 日程第28 発議第 1号 七戸町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 追加日程第1 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
（上見町橋橋梁整備工事）
- 追加日程第2 議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更に
ついて

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| 議長 | 16番 | 田 嶋 輝 雄 君 | 副議長 | 15番 | 三 上 正 二 君 |
| | 1番 | 二ツ森 英 樹 君 | | 2番 | 小 坂 義 貞 君 |

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 3番 | 澤田公勇君 | 4番 | 吟清悦君 |
| 5番 | 岡村茂雄君 | 6番 | 附田俊仁君 |
| 7番 | 佐々木寿夫君 | 8番 | 瀬川左一君 |
| 9番 | 盛田恵津子君 | 10番 | 田嶋弘一君 |
| 11番 | 松本祐一君 | 12番 | 田嶋政義君 |
| 13番 | 中村正彦君 | 14番 | 白石洋君 |

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------------------|---------|--|--------|
| 町長 | 小又勉君 | 副町長 | 似鳥和彦君 |
| 総務課長 | 高坂信一君 | 支所長 (兼庶務課長) | 加藤司君 |
| 企画調整課長 | 中野昭弘君 | 財政課長 | 金見勝弘君 |
| 地域おこし 総合戦略課長 | 田嶋邦貴君 | 会計管理者 (兼会計課長) | 田嶋史洋君 |
| 税務課長 | 附田敬吾君 | 町民課長 | 天間孝栄君 |
| 社会生活課長 (兼城南児童館長) | 小山彦逸君 | 健康福祉課長 (兼七河包括支援センター所長・ 天間老人福祉センター所長) | 氣田雅之君 |
| 商工観光課長 | 附田良亮君 | 農林課長 | 鳥谷部勉君 |
| 建設課長 | 仁和圭昭君 | 上下水道課長 | 原田秋夫君 |
| 教育長 | 附田道大君 | 学務課長 | 八幡博光君 |
| 生涯学習課長 | 鳥谷部慎一郎君 | 世界遺産対策室長 | 甲田美喜雄君 |
| 中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長) | 高田浩一君 | 農業委員会会長 | 天間俊一君 |
| 農業委員会事務局長 | 高田博範君 | 代表監査委員 | 野田幸子君 |
| 監査委員事務局長 | 原子保幸君 | 選挙管理委員会委員長 | 新館文夫君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 天間孝栄君 | | |

○職務のため会議に出席した事務局職員

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 原子保幸君 | 事務局次長 | 中村孝司君 |
|------|-------|-------|-------|

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、平成31年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
これより、3月4日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
これより、議案審議に入ります。
-

○日程第1 報告第1号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第1号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第2号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第2 報告第2号専決処分事項の報告について（工事請負変更契約の締結について（七戸庁舎耐震改修工事））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号専決処分事項の報告について(工事請負変更契約の締結について(七戸庁舎耐震改修工事))は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 議案第18号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第3 議案第18号七戸町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号七戸町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第19号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第4 議案第19号七戸町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号七戸町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第20号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第5 議案第20号七戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号七戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第21号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第21号七戸町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

15番。

○15番（三上正二君） この前出た、熊とかイノシシとか、そういうのも入ってくると思うのです。この中ではいいのだけれども、この前、町長が答弁した中で、実費というのですか、そういうのはこの中では盛り込まないで、後で運用規程の中でのなるのでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

今のところ、年額報酬と、あとは実際に活用した費用弁償をこれで定めております。あと、活動していく中で、例えば今の実費、弾代とか、そういうことについてだと思えますけれども、そういうものについては、この中で賄える部分の中なのか、それ以上になってくるのかというのを精査しながら見ていきたいと考えておりました。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号七戸町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第22号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第7 議案第22号七戸町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号七戸町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第23号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第8 議案第23号七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第24号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第9 議案第24号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番(佐々木寿夫君) この条例の改正は、主に二つの点になっているのですが、第2

条第2項のただし書きは、58万円から61万円と、こういうふうになっているのですが、これで私が読むには、町民負担がふえるというふうに考えられますが、それはそのとおりでいいのか。

それから、第23条第1項中の58万円、61万円、それから、27万5,000円を28万円に改める、50万円が51万円になると。これで町民負担は、こっちでは減額と書いているのですが、町民負担はどうなるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（天間孝栄君） ただいまの御質問にお答えします。

今回の改正は二つありまして、まず限度額改正、上のほうの58万円から61万円ですけれども、国保の限度額は三つありまして、基礎賦課額、それから後期分の賦課額、介護分の賦課額と三つあります。今まではそれぞれ58万円、19万円、16万円で、トータル93万円でした。今回は、そのうち基礎賦課額の部分を58万円から61万円に3万円ふやします。よって、トータルで93万円から96万円、3万円ふえます。これは1世帯当たりですけれども、高額所得世帯が対象になります。おおよそ給料でいいますと1,000万円超えの世帯、1世帯当たりが96万円になると見込んでおります。

もう一つの改正ですけれども、軽減判定の所得額の改正です。いわゆる軽減はこれまで7割引、それから5割引、2割引とありますけれども、今回は一番の低所得者の7割引の方々には改正がございません。5割引の方の判定する場合、27万5,000円から28万円、5,000円ふえたところまで5割引にしますよと。ですから、5,000円ふえたところまで、人数が多くなって割り引きされる方がふえます。2割判定も50万円から51万円、今までの所得よりも1万円ふえたところまで軽減される方がふえますので、割り引きの方、5割引、2割引の方がこれまで以上にふえます。

今回の改正ですけれども、基準額の引き上げに伴って、軽減世帯がふえますので、結局、保険料収入が減ります。しかし、この軽減された分は、保険基盤安定制度というものがございまして、県が4分の3、町が4分の1、軽減された分の全額を国保が繰り入れるという形が、財政補填が行われることになっております。

今回の改正は、弱者、いわゆる低所得者に不利になる改正ではございません。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 私は、今の改正案で、弱者に対する5割引、2割引の人数が多

少ふえるのですが、保険料の限度額が引き上げられ、93万円とか96万円とか、大変な金額の保険料を納入することになる。こういうことから、私は反対いたします。

皆さんも御存じのとおり、国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱になっている。

しかしながら、一方では滞納世帯がふえ、保険料も非常に高く、町民に対しては重くのしかかっているということも事実であります。

ちなみに、我が町でモデル世帯の保険料の負担を上げてみると、例えば年収400万円の4人世帯だと、保険料が38万2,700円、年間の1カ月分の収入が飛んでいく、そういう計算になります。年収240万円の単身世帯だと17万6,000円の保険料です。

このように、国民健康保険税の保険料というのは非常に高いわけです。そして、他の組合健保や協会けんぽと比べてみると、例えば年収400万円の4人世帯の国保の保険料は、さっきも言った38万2,700円なのですが、協会けんぽ、一般の労働者の場合には19万9,000円、18万円も違うわけです。

このように、非常に高い国保が町民の生活を直撃しています。だから、これをせめて協会けんぽ並みの負担にするということは、全国の知事会、市町村会でも要望として上げております。

そういう中で、負担限度額を3万円も引き上げる、このことについてはやっぱり考え直す必要があるのではないかと考えています。

国はことし、3,400億円の自治体に対するお金を新しく出していますが、それだけでは足りなくて、国庫負担は、やっぱり全国知事会などが要求するように、1兆円の市町村に対する補助を国はやるべきだと、そういう考えから、この条例に関しては反対をいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） ほかに討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがいまして、議案第24号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第25号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第10 議案第25号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第26号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第11 議案第26号七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 2 議案第 2 7 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 1 2 議案第 2 7 号七戸町出産祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 2 7 号七戸町出産祝金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 3 議案第 2 8 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 1 3 議案第 2 8 号七戸町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 2 8 号七戸町都市公園条例の一部を改正する条例については、

原案のとおり可決されました。

○日程第 14 議案第 29 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 14 議案第 29 号七戸町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 29 号七戸町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第 15 議案第 30 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 15 議案第 30 号七戸町研修施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 30 号七戸町研修施設設置及び管理に関する条例を廃止する条

例については、原案のとおり可決されました。

○日程第 16 議案第 31 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 16 議案第 31 号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

○日程第 17 議案第 32 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 17 議案第 32 号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第33号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第18 議案第33号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第33号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第1号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第19 議案第1号平成30年度七戸町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページ、1款2項1目固定資産税から、13ページ、13款2項5目教育費補助金まで、発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、13ページ、14款1項1目民生費負担金から、17ページ、20款1項9目災害復旧債まで、発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳出に入ります。

18ページ、1款1項1目議会費から、22ページ、2款5項1目統計調査総務費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、22ページ、3款1項4目老人福祉費から、24ページ、4款2項3目下水処理費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、24ページ、6款1項1目農業委員会費から、27ページ、7款1項6目観光交流センター管理費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、27ページ、8款1項1目土木総務費から、30ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、30ページ、10款1項2目事務局費から、36ページ、13款2項13目核燃料物質等取扱税交付金事業基金費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号平成30年度七戸町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第2号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第20 議案第2号平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第2号平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第3号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第21 議案第3号平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第3号平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第 2 2 議案第 4 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 2 2 議案第 4 号平成 3 0 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 4 号平成 3 0 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 2 3 議案第 5 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 2 3 議案第 5 号平成 3 0 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第6号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第24 議案第6号平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第7号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第25 議案第7号平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第26 議案第8号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第26 議案第8号平成30年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第8号平成30年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第27 議案第9号から議案第17号まで

○議長(田嶋輝雄君) 日程第27 議案第9号平成31年度七戸町一般会計予算から議案第17号平成31年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題といたします。

本件9件については、去る3月1日の本会議において、予算審査特別委員会に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長(盛田恵津子君) 審査の結果の御報告をいたします。

3月1日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、

付託されました、議案第9号平成31年度七戸町一般会計予算から議案第17号平成31年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月6日と3月7日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願いを申し上げて、報告といたします。

○議長（田嶋輝雄君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第9号平成31年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号平成31年度七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成31年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号平成31年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成31年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号平成31年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成31年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号平成31年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成31年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号平成31年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成31年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号平成31年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成31年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号平成31年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成31年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号平成31年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成31年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号平成31年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○日程第28 発議第1号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第28 発議第1号七戸町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおりです。

提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、提出者の説明、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより、本件について採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第1号七戸町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

○追加日程第1 議案第34号及び追加日程第2 議案第35号

○議長（田嶋輝雄君） 次に、追加案件に入ります。

議案第34号、議案第35号の2件の追加提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいまは、提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいます。まことにありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第34号工事請負変更契約の締結については、平成30年第2回臨時会において議決された上見町橋橋梁整備工事について、工事内容に変更が生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第35号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更については、構成団体である南黒地方福祉事務組合が平成31年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため、提案するものです。

以上、2議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田嶋輝雄君） これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第34号工事請負変更契約の締結について（上見町橋橋梁整備工事）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番。

○10番（田嶋弘一君） 予算見積もりするときに、例えば変更後なのですけれども、共通仮設費（準備費）、立木運搬費、これは何で最初から載らなかったかを説明いただきたい。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、主な工事の変更事由について御説明したいと思っておりますけれども、いわゆる仮設工に係る作業ヤード、これが現計画上において、狭小で仮設道路も急勾配であったということです。それについて、施工方法に支障を来すということでありまして、まず事故防止と

安全の確保ということから、作業ヤードの拡幅及びこれにかかわる立木の処分費等を増工したところがございます。

加えて、場所打杭工についてでございますけれども、左岸側の基礎杭コンクリート工の打設について、現地場のシュート打設から右岸側からのポンプ圧送打設に変更したところがございます。

加えて、工事期限の変更もしておりますけれども、これについては、橋台の基礎杭における作業掘削に、現地盤が予想以上にかたかったということで、作業が難航したところがございます。これについては、掘削作業に不測の日数を要したということにより、年度内完工が困難になったということで、繰越明許として工期の延長を図ったというところがございます。

議員の御指摘の、なぜ変更、わからなかったのかということですが、まず、それについては、計画時点での、設計時点での施工方法が、実際の現場においてそぐわない、施工に支障を来すということで、これは請負施工業者との協議によりまして変更したところがございますけれども、御指摘のとおり、設計段階での施工方法について、これは照査、検証が不足していたということが否めないところがございます。これについては深く反省しているところがございます。

今後の発注においても、発注前の設計段階の施工計画等、これは十分精査、検証して、妥当性のある施工方法を発注にて取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員、よろしいですか。

8番。

○8番（瀬川左一君） この工事については、財源のほうをお聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、これは実施しているのは国土交通省所管の国庫補助金事業ということで、社会資本整備総合交付金を計上してございます。

財源については、総額……。少々お待ちください。

済みません、失礼しました。社会資本整備総合交付金、今年度の事業については59.4%、これが社会資本整備総合交付金の割合でございます。裏財源については、過疎債事業ということで充当しております。

以上であります。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第34号工事請負変更契約の締結について(上見町橋橋梁整備工事)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第35号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番。

○11番(松本祐一君) 職員に関連して質問させていただきます。

5月1日には新しい天皇が即位なされます。それで、10日間、連休となります。それで、町の対応は、即位の対応をどのようにするのか、お尋ねします。関係あるのです。ごみとかはどうするのか。5月1日は大安の日で、婚礼届けを出す人もいるかもしれない、入籍届けを出す人もいるかもわからない。また、死亡して、亡くなった方も出すかもしれない。その対応はどうか、お知らせいただきたいと思います。誰も聞かなかつたから今聞いたのであって……。

○議長(田嶋輝雄君) 総務課長。

○総務課長(高坂信一君) お答えいたします。

まず、ごみにつきましては、もう3月号の広報と一緒にごみカレンダー、各家庭に回ったと思いますが、通常の、10連休関係なく、普通の曜日を当てはめて回収するというようにしております。また、結婚届け、また死亡届け、これは従来どおり閉庁日でも受付しておりますので、同じような形で対応したい、このように考えております。

以上です。

○議長(田嶋輝雄君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長(田嶋輝雄君) 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、平成31年第1回七戸町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時03分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成31年3月8日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員